

令和7年9月26日

◆佐々木正行委員

公明党、佐々木です。よろしくお願いします。

9月18日に、私は、本会議でストーカー・DV被害者の支援についてという質問をさせていただきました。相談に当たっては被害者本人をサポートする弁護士などの法律的な専門家との連携が必要だと。また、県でも相談窓口とか支援を行っているけれども、その仕組みが十分に知られていないということで、県と県警が連携して対応していく必要があるという提案をさせていただきました。知事からは初めて言及がありましたけれども、被害者をサポートするため、警察などに相談する際に、弁護士を派遣する新たな仕組みを構築してまいります。また、県警察からの派遣職員や県の女性支援担当による特別チームを立ち上げ、ワンストップで支援につなげる仕組みづくりや広報の充実、DXを活用した関係機関との情報連携の強化などを検討していきます。こういう答弁がありまして、そういう言及があって、今日たまたま軌を一にしてDV・ストーカー対応強化特別チームを発足するということでありますが、このときに私が提案した弁護士などの相談、現場で相談に乗っていると、やっぱり警察だけではなかなか難しい事案があったりして、弁護士みたいな方が一緒に相談したりすると、非常に安心する。恐怖感のある中で、そういうことがあるので、そういうふう知事が言及してくださったところですが、具体的に弁護士との連携というところ、派遣の連携というところで、どのような進捗状況なのか、具体的に教えてください。

◎人権男女共同参画担当課長

弁護士等による相談の支援の仕組みということで、先日、一般質問で議員からも御提案を頂きまして、早速シンポジウムなどでもこういった弁護士が間に入って相談を支援したほうがいいんじゃないかという御提案を頂いた、弁護士先生のところにも行かせていただきまして、県の考えについて御説明をさせていただきました。基本的に大変前向きな受け止めをしていただきましたので、今後、詳細に弁護士会さんとも御相談をしながら、具体的なスキームについて、どのようにしていけるのかというところで調整を進めてまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

いつ頃から始められるのかだけ分かれば。

◎人権男女共同参画担当課長

弁護士会さんもあることですので、いつとなかなか難しいところはございますけれども、なるべく早く仕組みを立ち上げて、可能であれば年度内に試行的にでも始められればということで検討を進めてまいりたいと考えております。

◆佐々木正行委員

ぜひ早めに、いろんな調整をしていただいて、年度内を目指すということですので、それに向けてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。一日も早いほうがいいですからね。よろしくお願いします。

次に、メタバース事業について質問させていただきます。

このつながり発見パークというのをもらって、非常に私自身は、自分でスマホで入らせていただいて、職員の皆さんとのぞかせていただきましたけれども、私は非常にいいなと思っています。

その中で、こういう交流から一歩進んで、リアルな地域活動の居場所につなげるための具体的な動線とか、また、県がどのようにそれを設計しているのか、地域支援団体との連携はしているのかとか、その辺の取組についてまず伺いたいと思います。

◎青少年課長

今回、このメタバース、ひきこもりの方を含めた方の交流支援ということで、様々、御事情は皆さんそれぞれあるかと思いますが、多様な自立、リアルな地域活動等につながるような企画といいますか、そういったものを配置していければというふうに考えております。

具体的には、先ほど支援団体との連携というお話がありましたが、メタバースの中でこういったひきこもりの支援をしている団体さんに2回ほど講演をしていただく予定がございまして、その中で活動内容とかの御紹介いただいて、そこは聞いていただいて、そこからリアルな支援団体につながっていくという方もいらっしゃるかと思います。

また、メタバースの掲示板が中にありまして、そこにひきこもり支援センターですとか、就職相談ができるサポートステーション、そういったところの情報などを掲示しまして、気軽に相談できるようなきっかけとなればというふうに考えております。

また、メタバース内で月に1回、困り事相談を実施しておりまして、そこからひきこもり支援センターの電話相談等、もうちょっとリアル寄りというか、そういったところに自然につないでいければというふうに考えております。

また、交流イベント、参加者同士実施しておりまして、それはゲームとか、アニメとか、楽しくおしゃべり、交流をしてもらえればというものなのですが、そういった中にも旅とか、電車とか、微妙に外出したくなるような、そういったところから、もしかしたら、きっかけになる方もいらっしゃるかと思いますので、そういった様々なポイントを設定しまして、リアルにつながっていただければというふうに考えております。

◆佐々木正行委員

次に、本会議でも、共生社会に必要なツールということで、eスポーツの活用を本会議でも提案したりしていたんですが、eスポーツというのは、御案内のようにオンラインでの協働とか達成感の共有を通じて、社会参加への第一歩に成り得ると思うんですね。その中で、メタバース事業でもeスポーツを連携して、

イベントの開催だとか、それから共同体験、導入するような考えを今後持っていけるのかどうか、またその効果の検証とか仕組みとか、そういうものについて構築していくつもりはあるのか、その辺についてお伺いします。

◎青少年課長

現状では、ちょっと一応メタバース内でシラス型のマスコットみたいな、メタバースの中に入っていていただくと見つかるみたいな、そういった本当にごく簡単なゲームなどはあるんですけども、eスポーツというか、本格的なゲームについては現状、実装されておりませんで、来年度以降、事業が継続できるようであれば、選定されたプラットフォームに合わせてeスポーツ的な要素が取り入れられるかどうかというところで検討していきたいと思います。

また、先ほど検証の仕組みというお話もございましたが、そこも含めて、大変恐縮ですが、来年度以降に向けて検討させていただければというふうに考えております。

◆佐々木正行委員

非常に大事だと思いますので、そのeスポーツをやることによって社会性が生まれたり、共感を得るとか、いろんないいメリットがあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ御検討いただいて実施していただければと思います。

次に、先ほどサポステの話も出ましたが、私もずっとサポステ、公明党の提案で近年幾つかつくりました。10年ぐらい前に小田原のほうでも駅前につくらせていただきましたけれども、今回の質問は、就労に不安を抱える人たちにとって、メタバース内で軽作業とか、それからボランティア体験、これをメタバース内でできないかなと。それが実社会に出る前のステップになるんじゃないかなというふうに考えるんですが、こうした就労準備的なプログラムに踏み込んでいくという、そういう予定があるのか、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、県の就労センターとかハローワークとか、今ありましたサポステなんかとつなげていく連携、これは具体的な、一番最初の質問でも若干お話しされていましたが、そういうことを図っていくという考えはあるのか、それについてお伺いします。

◎青少年課長

先ほど御提案いただきました軽作業やボランティア体験は、現状では実装しておりませんが、非常に有効だと思われるので、そちらも含めて検討させていただきます。

就労支援、サポステに関しましては、先ほどもすみません、繰り返しになりますが、掲示板でサポートステーションの情報についてポスターを貼っておりまして、またさらに、これもちょっと来年度以降ということになるかと思いますが、事業が継続できるようであれば、就労支援機関の相談員、サポステの職員さんに一定の頻度でメタバース空間に入っていて、参加者の方と相談までいかなくても簡単なやり取りとか、アドバイスとかができるような仕組みとい

うのが、もしできればといったところも含めて検討していきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

就労体制はなかなか難しい状況なので、ずっとアウトリーチで何年も、5年、10年とノックして、なかなか出てこないというのが続いて、こういうメタバースという仮想空間での取組というのはつい最近から始まったわけですがけれども、様々なそういう可能性があると思うんですね。ですので、いろんな方の意見を聞いたりして、ぜひ実施していただければ、また社会性も生まれるんじゃないかと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の最後に、とはいってもメタバース空間というのは匿名で、相手の顔が見えない分、なりすましとか、詐欺行為などのリスクも高まることも考えられるということで、その辺の事業のセキュリティ対策、これはどうしていくのか、最後にお聞きします。

◎青少年課長

現行プラットフォーム、運営者が定める利用規約では、なりすまし等の犯罪行為が禁止されておりまして、違反した場合、アカウントの停止等の措置が規定されているほか、第三者が運営者へ通報できる、そういう仕組みもございます。この仕組みは当然、本事業にも適用されるところであります。

また、誹謗中傷、不正行為等禁止する旨を、メタバース利用開始時に表示してアピールもしております。

引き続き、セキュリティ対策にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

最後に要望ですがけれども、様々な国とか他県も、もしかしたらこういう事業をやっているかもしれませんけれども、その上で、神奈川の特徴を出しても今後いいんじゃないかなと思ひますし、効果検証の指標設定をどうしていくのか、そういうこともぜひ考えていただければと思ひますし、利用者層の拡大についても、ひきこもりだけでなくて障害者、高齢者の活用も可能性があると思ひますので、その辺も含めて御検討いただきたいことを要望させていただきます。

次に、障害者虐待防止の取組についてお伺ひいたしますが、初めに、本県における障害者虐待の状況についてお伺ひします。

また、加えて虐待件数がもし増えているということであれば、それをどう認識しているのか、併せて伺ひます。

◎障害福祉課長

初めに、本県の障害者虐待の状況でございます。

現在把握している最新の状況ですがけれども、令和5年度の状況ということになります。市町村や県などに寄せられた相談、通報の件数でございますけれども、1,294件ございまして、このうち虐待の事実が認められたのは、300件とな

っております。前年の令和4年度は、相談、通報が1,156件、虐待認定が218件でありまして、いずれも増加している状況です。

なお、障害者虐待防止法施行直後の平成25年度ですけれども、相談、通報が779件、虐待認定が153件という状況でございまして、それに比べるとかなり増えているという状況でございます。

続きまして、虐待が増加しているということがございました。どのように認識しているかというお尋ねでございますけれども、国の調査結果によりますと、障害者虐待の件数は、本県だけでなく全国的にも増加しているという状況になっております。これにつきまして、国は、その理由ですけれども、事業所における虐待防止措置による通報の徹底ですとか、サービス提供事業所数、利用者の増加を主な要因と分析しております。

そうした中、本県の状況を見ましても、実際に虐待として認定された件数の伸びに比べまして、相談、通報件数の伸びが著しく大きくなっております。このことから、障害者虐待防止法により虐待が疑われる事案に係る通報等が増加し、それまでに発覚してこなかったような虐待が顕在化してきたことが、本県においても、件数が増えた一つの理由と考えております。

◆佐々木正行委員

潜在していたやつが顕在化したということなので、件数が増えた理由はそうなのかもしれませんけれども、実態としては、疑われるものも存在があるということ、認識する必要があるかなと思うんですね。

その上で、虐待の相談、通報があった際に、大体、最初に対応するのは市町村だと思うんですね。県も直接やるときもあるかもしれませんけれども。特に、市町などで職員に虐待対応の経験も少なく、知識とかノウハウが蓄積されていないんじゃないかという、そういう感じの相談も私自身も受けたことがあって、県として、そういう市町村の対応力の向上を図る必要があるんじゃないかというふうに考えますが、これについてどう取り組んでいくのかお伺いします。

◎障害福祉課長

県では、厚生労働省が実施する研修の内容を伝えるという形で実施している障害者虐待防止・権利擁護研修というのをやってございまして、この中に市町村虐待防止センター担当職員等コースを設けまして、市町村の担当職員を対象とした障害者虐待防止の研修を行っております。

この研修では、養護者や施設従事者による障害者虐待などについて、通報の受理から虐待判断、対応の検討といった流れを演習形式で学んでいただくというような内容となっております。昨年度までは、横浜地区の一つの会場のみで実施しておりましたが、今年度、市町村の職員がより参加しやすいように、横浜地区と小田原地区の2会場で実施するように見直しております。

◆佐々木正行委員

この相談を受けたときに非常に感じたのは、当事者のみならず、市町の職員やその委託されている方かもしれませんけれども、派遣で自宅に来ると。そのと

きに我が子の障害の実態と違うような捉え方とか対応をされて、保護者自身が、非常に精神的なストレスが強くなってしまっていて大変だったということもあって、当事者のみならず、御家族に対しても非常にストレスを感じるような対応もあるという実態を、ぜひ御認識いただいて対応していただきたいなというふうに思っています。

次に、障害者施設における虐待を防止するために施設従事者、この質の向上も必要だと考えますけれども、どのように取り組んでいくのか伺います。

◎障害サービス課長

施設従事者の資質向上といった取組といたしましては、障害者の権利擁護ですとか、虐待防止といった基本的な事項に関する研修ですとか、また施設従事者だけでなく、新たに事業所の管理者になった方などを対象にしながら、こういった研修をやっているところでございます。

さらに、基本的な研修だけにとどまらず、例えば、強度高度障害のある方への支援を担う職員の支援を向上させるための研修、こういったことにも取り組んでおりまして、施設で働く上での意識の醸成から具体的な支援スキルを身につけるための研修、こういったことで資質の向上を図っているところでございます。

◆佐々木正行委員

県はいろいろやっているというのは分かりますけれども、実態として虐待件数は減っていないわけですね。なので、当事者目線の障害福祉を推進して、地域共生社会の実現をやっぱり目指す県としては、市町村任せとかじゃなくて、やっぱり県として虐待がゼロになることを目標とするべきだと思うんですよ。そういうことをしっかり打ち出していく上で、虐待防止についての実効性の高い取組を今後もさらにしていく必要があるということで、ずっとこれは、虐待の件についてはいろんな相談がずっと何年もありましたけれども、なかなかこれはなくならないという悲しい事実があります。それについて、やっぱり効果的に高い資質の向上を含めてやっていく必要があると思いますけれども、今後どう取り組んでいくのか伺います。

◎障害サービス課長

これは施設の職員だけではなくて、先ほど、委員からも市町村の職員の対応についても御指摘がありましたが、虐待となるとやっぱり早期発見、早期介入ということも重要な点だと思っています。そういう意味では、市町村の実効性を高めるということも、施設職員だけではなくて重要なことだと考えています。

そういった意味では、これまで続けてきている市町村向けの実践研修の充実を図るとともに、委員からも御指摘があったように、市町村任せにしないといったところでは、具体的な事例で県も一緒になってケース検討を行うといったことも必要だと考えておりますし、さらには具体的な対応のところで、どうやって対応すればいいのかというところの部分も一緒に考えていく、取り組んでいく、一緒に寄り添いながら対応していくということが重要だと思っていますので、

それは本当に市町村のレベル、様々ありますので、そういう状況もしっかり確認しながら、一緒に取り組んでいきたい。

◆佐々木正行委員

前向きな発言をしていただきましてありがとうございます。

こういう取組をやる中で、継続性を持たせるためには、県が中心となって各市町で取り組んだ好事例を集約して、市町村、県も含めて、市町村間で共有できるような、そういう仕組みを構築していただくといいんじゃないかなと思っていて、多分、対応が分からなくて冷たい感じになってしまったり、どうしていいか分からなくて虐待になってしまったりしていると思うんですよ。これはこういうふうに対応すればいいんだというのが、何か事例集として分かったら、これはこの事例は、私が抱えているものに当てはまるとなれば、非常にいいんじゃないかなと思うので、そういう好事例集みたいなものを集めて共有できる仕組みというのもいいんじゃないかなと思います。その辺の考え方をお伺いします。

◎障害サービス課長

各自治体の状況を見ますと、ある市では虐待対応のために特定の課を設置するというような、そういった組織自体もしっかりしているところもあったり、一方で、どうやって介入したらいいのか分からないというような、そういった市町村、自治体もございます。さらには、なかなか横のつながりというのもないのではないかと、そういったところも危惧しているところでございまして、そうしますと、今、委員がおっしゃったような好事例、市町村が独自に自分たちでそういうことができるかということなかなかできていないのではないかなと思っています。そういう意味では、我々の役割として、そういったもの、今、委員から御提案があったそういった事例集もつくりながら、各市町村、それを活用していただくということは大変有効だと思っていますので、積極的に検討したいと思っています。

◆佐々木正行委員

ぜひその取組をお願いします。いろんな会合の中でそういうものを共有すること自体も言っていたりして、研修の中でもそういうことを取り入れていただくようなことも必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、今は障害者の虐待ですが、今度は高齢者の虐待の防止について伺いたいと思いますけれども、県内ではどのくらい虐待事案が、高齢者に対して発生しているのか。まず、それを伺います。

◎高齢福祉課長

県では、昨年12月27日に令和5年度における県内の高齢者虐待の状況について、国と同日に公表をしておりますけれども、これが最新のデータというふうになりますので、令和5年度の状況によりお答えさせていただきます。

まず、要介護施設従事者等による虐待ですけれども、相談、通報件数が276件

であり、前年度から 26 件増加しました。このうち虐待の事実が認められたものは、66 件と前年度から 4 件増加をいたしました。

次に、家族等の養護者による虐待は、相談、通報件数が 3,310 件であり、前年度から 379 件増加いたしました。このうち虐待の事実が認められたものは、980 件と前年度から 175 件増加をしたところでございます。

◆佐々木正行委員

相談、通報件数、それから虐待認定件数が増加しているということでありまして、けれども、その理由についてどう考えているのか伺います。

◎高齢福祉課長

まず、背景としてということなんですけれども、県内の高齢者の人口が増加をしております、また介護保険制度で要支援、要介護の認定を受けていらっしゃる高齢者も増加をしているという状況がございますので、相談、通報件数、虐待認定件数の増加にも一定影響は与えているものというふうに考えてございます。

また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法が施行されたのが平成 18 年 4 月 1 日でございまして、それ以降、19 年以上が経過したところでございますけれども、この間、高齢者虐待に関する普及啓発ですとか、市町村の相談窓口の周知が進んできておりますので、虐待の疑いがあれば通報するということが定着しております、相談、通報件数の増加は、このことによるものと考えております。

虐待認定件数につきましては、母数となる相談、通報件数が増加をしております、このことに伴って市町村による事実確認調査の結果、虐待認定に至った件数が増加したものというふうに捉えてございます。

◆佐々木正行委員

高齢者の虐待の発生要因については、どのように考えているのか伺います。

◎高齢福祉課長

国では県や市町村に対して、高齢者虐待に関する調査を行っておりまして、この中で虐待の発生要因についても取りまとめがされておりますので、その調査結果によってお答えいたします。

まず、要介護施設従事者等による虐待の発生要因に関する複数回答のアンケート調査では、職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識、意識の不足が 77.2%と最も多く、次いで職員のストレス、感情コントロール 67.9%、職員の倫理観、理念の欠如 66.8%、職員の性格や資質の問題 66.7%、職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識、技術不足 63.6%等が上げられております。

また、家族等の養護者による虐待の発生要因では、被虐待者の状況として認知症の症状 56.4%、虐待をした側の要因といたしましては、介護疲れ、介護ストレス 54.8%、理解力の不足や低下 47.7%、知識や情報の不足 46.5%、精神状態が安定していない 45.9%、介護力の低下や不足 45.8%等が上げられております。

◆佐々木正行委員

そういう状況があつて、非常に心苦しい話でありますけれども、そういうことも踏まえて、神奈川県も同じような状況なのか分かりませんが、国が示しているので、そうだと思うんですが、それに対して、県では高齢者虐待を防止するために、具体的にどのような取組をしているのか伺います。

◎高齢福祉課長

まず、要介護施設従事者等による虐待防止の取組といたしましては、今年3月に、施設や事業所が虐待防止の研修を開催する際の動画教材として、高齢者の権利擁護のための研修プログラムを作成いたしまして、県のホームページに掲載するなど、その活用について周知を進めました。

また、先ほどの発生要因の中で、認知症ケア等に関する知識、技術不足といった発生要因が上げられていますので、施設や事業所の職員を対象といたしまして、適切な認知症ケアについて学ぶ認知症介護の実践者研修を実施しております。昨年度は、319人が研修を終了したところでございます。

次に、家族等の養護者による虐待の防止の取組といたしましては、認知症の症状、介護疲れ、介護ストレスといった発生要因が上げられていますので、虐待に至ってしまう前に相談できるようにすることが重要と考えておりまして、認知症介護の経験者等が電話相談を行う認知症コールセンターや、それからケアラ―専門の相談窓口を設置しているところでございます。

◆佐々木正行委員

それでも、虐待は減っていないわけですね。なので、一生懸命、今、答弁いただきましたが、これからもっと、本当に虐待を止めていくにはどうすればいいかという、実態としてこういう取組で押さえていくという取組についてお聞きしたいと思います。

◎高齢福祉課長

県のほうでは、高齢者が安心して介護を受けられるよう、かながわ高齢者あんしん介護推進会議という会議を設置しておりますけれども、特に高齢者虐待につきましては、この会議の下に高齢者虐待防止部会を設けておりまして、県内における虐待防止のための取組について検討をこれまでもしてきたところでございます。直近の高齢者虐待防止部会では、県が作成をしている高齢者虐待防止対応マニュアルの改定を検討してきたところでございますけれども、今月、改定版のマニュアルが完成したところでございますので、今後、改定版のマニュアルの周知を進めるとともに、マニュアルを用いまして市町村ですとか、地域包括支援センターの職員などを対象とした研修を実施するなど、高齢者虐待の防止に向けまして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

◆佐々木正行委員

最後に、新たな地方独立行政法人の設立について簡単にお聞きします。

今もずっと虐待の話をさせていただきましたが、法人設立に当たって、

虐待のようなことが起こってしまっただけではないということで、誰に対しても、人として敬うことができる人間性を兼ね備えた人材が必要だというふうに私は思うんですね。そのときに採用試験では、こういった人材を求めているのか、その採用された職員のモチベーションを下げないことが重要だと思うので、そういう職員のウェルビーイングを高めるために、福祉機構としては、どのような取組を行っているのか伺います。

◎独立行政法人人材確保担当課長

県立福祉機構では、当事者目線に立った優しく温かい支援を実現するために、人間力や共感性が高く、人のことが好きな人、こういった視点を重視して人材を求めています。

職員のウェルビーイングを高めるためには、職員が日々の支援業務に喜びとか誇りを感じて、職員自身が常に質の高い支援を目指せるということが重要だと思いますので、職員一人一人の経験や価値観を大事にして、福祉職としてのキャリアアップも図れるよう、外部機関とも連携して研修を実施するほか、安心して働き、幸福を実感できるような環境をつくってまいりたいと考えています。

◆佐々木正行委員

最後に、地域との交流、これが始まったとき、法人の設立が始まってから、そういう科学的な根拠に基づく支援の実践とか、成果を地域に広めていくことが大事だなと思っているわけです。いろんな質問も他会派の委員の皆さんからありましたけれども、地域に対してどう取り組んでいくのかということと、それから地域との交流が生まれるような、そういう取組もしていくことが大事だということで、ともいきゆうえんちだとか、県土整備局なんか、インクルーシブ遊具だとか、県立相模原公園、地元ですけれども、そういうところにインクルーシブ遊具を置いて、今後、活動、共生社会をつくっていこうとしていますけれども、そういう障害者が本当に堂々と自分の居場所があるんだということで、それを地域社会の皆さんとともに理解を深められるような取組もしていくべきだというふうに思いますけれども、新法人がそうした取組と連携して地域社会に、どうそれを推進していくのか、最後にお聞きしたいと思います。

◎独立行政法人企画担当課長

障害者当事者の地域生活移行については、通いの場となれるような事業所ですとか、相談機関、医療機関の関わりがあって進んでいくものというふうに考えております。

例えば、人材育成や科学的な福祉の研究の成果を地域に還元する、そういったことに取り組むことで、事業所職員の重度障害者の支援スキルが向上して、地域生活における支援体制が充実すると、さらなる地域生活移行につながるということも期待しています。

また、地域生活移行が進み、当事者と住民の方々がともに集う地域コミュニティが形成され、地域の方々もウェルビーイングを実感できるような地域共生社会を目指した取組、こちらにも検討していきたいというふうに考えております。

2点目ですけれども、委員御提案の案件については、障害者と地域住民が集う場の創設、これは、地域共生社会の実現に向けたアプローチの一つというふうに考えてございます。新法人が目指す方向に合致するような取組については、委員御案内のとおり、様々な政策、他の事業事業を含む連携についても検討していきたいというふうに考えております。

◆佐々木正行委員
終わります。